

高圧ガスの種類又は圧力変更申請書 提出書類一覧 兼 チェックリスト

	提出書類名	様式
<input type="checkbox"/>	① 高圧ガスの種類又は圧力変更申請書 （法54条1項、規則9条） ・容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを知事等に申請しなければならない。	様式第2
<input type="checkbox"/>	② 県証紙（所要額） ・1,400円／本（手数料の額は、県ホームページに掲載しております。） ・申請書（表面）の余白、又は裏面に貼付してください。	所定様式
<input type="checkbox"/>	② 変更内容明細書 ・変更する容器の、記号及び番号、変更内容等を記載すること。	任意 <small>（参考例あり）</small>
<input type="checkbox"/>	③ 容器の性能に関する資料 ・変更後においても当該容器が規則第7条の規格に適合することが確認できる内容を記載すること。	任意 <small>（参考例あり）</small>
<input type="checkbox"/>	④ 容器の拓本及び写真 ・写真は容器の外観及び容器の刻印等が確認できるものを添付すること。	任意
<input type="checkbox"/>	⑤ 腐食、傷等の認められる容器にあつては腐食その他の劣化程度を示す資料及び申請時に実施した再検査成績書（検査年月日、試験の方法、成績、容器検査所の名称等を記載したもの）	任意
留意事項	※ガス名変更等の刻印は、通常、申請者の選定した容器検査所に委託するので、申請時に刻印を行う容器検査所の名称及び連絡先を提示してください。 ※（参考例）変更内容明細書、（参考例）容器の性能に関する資料の記入にあたっては、高圧ガス保安協会が発行している「ガス名変更等マニュアル」を参照のこと。	

<届出に関する担当者>

会社名・所属：

氏名（ふりがな）：

電話番号：

e-mail：

【参考例】

変更内容明細書

No.	容器		変更事項				容器 製造者 名 称	容 器 製 年 造 月	内容積		材料 HT 又は AL
			充てんガス名		(上段) 耐圧試験における圧力 (下段) 最高充てん圧力				500 ^{リットル} 以下	500 ^{リットル} 超	
	記号	番号	新	旧	新	旧					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 必要な事項が記載されていれば、本様式に限定するものではない。

【参考例】

容器の性能に関する資料

外観検査年月日： 年 月 日
 検査実施者氏名： 印

No.	容器		耐圧試験における圧力 (Mpa)	外観検査成績		最新の再検査	
	記号	番号		外部	内部	年月	容器検査所の名称

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 必要な事項が記載されていれば、本様式に限定するものではない。

【参考】
容器検査における容器の規格

○**法第44条第4項（容器則第7条 容器検査における容器の規格）**

規則	基本通達等	対応事項
第7条 1項	法第四十四条第四項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。	
第7条 1項1号	容器は、第三条で定める製造の方法の基準に適合するように設計すること。	
第7条 1項2号	容器は、耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験を行い、これに合格するものであること。	【基本通達】 (1) 第1項第2号中「耐圧試験」とは、膨張測定試験又は加圧試験をいう。
第7条 1項3号	前号の他、容器は、充填圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。	
第7条 1項4号	容器は、使用上有害な欠陥のないものであること。	
第7条 1項5号	容器は、適切な寸法精度を有するものであること。	
第7条 1項6号	容器は、その使用環境上想定し得る外的負荷に耐えるものであること。	
第7条 1項7号	容器は、充填する圧力に応じた気密性を有するものであること。	
第7条 1項8号	他の用途に用いられたことにより保安上支障を生ずるおそれのある容器にあつては、当該用途に用いられたことがない容器であること。	
<p>【基本通達】 (2) 第1項第8号の規定の解釈は、次に掲げるものとする。</p> <p>① アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシランを充填する容器は当該ガスと反応するおそれのある高压ガスが充填されたことがない容器であること。</p> <p>② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、それぞれ当該容器以外の容器として用いられたことがない容器であること。</p> <p>③ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器にあつては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装</p>		
第7条 1項9号	その構造、材料及び使用形態の観点から高压ガスの種類、充填圧力、内容積及び表示方法を制限することが適切である容器にあつては、当該制限に適合するものであること。	
第7条 2項	前項の規定にかかわらず、型式試験に合格した型式にあつては、容器検査のうち当該型式試験において実施した試験と同一の内容のもの、容器検査に合格した型式にあつては、型式試験のうち当該容器検査において実施した試験と同一の内容のものをそれぞれ省略することができる。	